平成17年3月18日条例第3号

碧南市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例 (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の 規定に基づき、市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等について必要な 事項を定めるものとする。

(募集等)

- 第2条 市長は、指定管理者(法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に公の施設の管理を行わせようとするときは、公募するものとする。ただし、当該公の施設の適正な運営を確保するため必要と認められるときその他市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。(指定の申請)
- **第3条** 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に管理を行う公の施設の事業計画書その 他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

(選定方法等)

- **第4条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認めるものを指定管理者の候補者として選定するものとする。
  - (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
  - (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
  - (3) 公の施設の適切な維持及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
  - (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は 確保できる見込みがあること。
  - (5) その他市長が施設の性質又は目的に応じて別に定める基準 (指定管理者の指定)
- 第5条 市長は、前条の規定により選定した指定管理者の候補者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。
- 2 市長は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。 (協定の締結)
- **第6条** 市長は、前条の規定により指定管理者の指定を行ったときは、当該指定管理者と公の施設の管理に関する協定を締結するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第7条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第9条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第8条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、当該管理の業務及び経理の状況について、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

- **第9条** 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由 により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、 又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 2 第5条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理業務の停止について準用する。 (原状回復の義務)
- 第10条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

**第11条** 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第12条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合においては、この条例の規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。 (委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。